

令和7年度 第1回 富士市環境審議会 議事録

- 1 開催日時 令和7年9月2日（火） 14:00～16:15
- 2 開催場所 富士市役所 庁舎8階 第2会議室
- 3 出席者 富士市環境審議会委員11名
欠席4名(小野寺委員、伊藤委員、古郡委員、久松委員)

【事務局】

山本環境部長 寺田環境総務課長 本多環境保全課長 佐野廃棄物対策課長
渡辺新環境クリーンセンター所長
(環境総務課) 和泉調整主幹 加藤主幹 横山主幹 熊崎主事補
(環境保全課) 芦澤統括主幹 小林統括主幹 瀧主幹 中川主査

4 議事

(1) 令和7年 富士市環境報告書について

事務局 資料1について説明

<質疑>

委員 7ページの『生物多様性の言葉の認知度』向上のために今後どのように取り組むのか。また、調査方法はどのようにしているか。

事務局 認知度について、2025年度中間目標を50%、2030年度目標を70%と設定しているが、令和5年度(46%)から令和6年度(32.8%)にかけて認知度が下がっているため、イベント等で周知していきたい。また、調査方法については、平成30年度と令和6年度は世論調査で実施しており、令和3年度と4年度については、市政モニターアンケートで実施している。調査方法が異なるため、数値的には参考としてみていただきたい。

委員 認知度の低下は調査対象者層が変わったことによる影響ではないか。現代の高校生のほとんどが生物多様性について学んでおり、かなりの割合で認知されている。つまり若い世代が多く抽出されるほど認知度は高くなる。

会長 そもそも異なる調査の値を比べることは相応しくない。また調査の性質上、調査する世代の割合によって認知が偏る。それも踏まえて今後の調査方法を検討すると良い。

事務局 環境目標については、10年間変更することができないため、見直しの際に検討する。

副会長 8ページの『富士山麓ブナ林創造事業植樹面積』と26ページの『森林の創造面積』の違いはなにか。

事務局 富士山麓ブナ林創造事業は、30年以上開催している個別事業での植樹面積である。一方で森林の創造面積は、より大きな枠組みとして捉えており、富士・愛鷹山麓地域内における5条森林(森林法)を対象に「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林

機能の保全に関する条例」に基づいて、森林の増減を管理している。

- 副 会 長 富士山麓ブナ林創造事業で植樹する土地はどのような土地か。
- 事 務 局 実施当初は国有林であったが、途中で市有林となり、そのなかのスギやヒノキの伐採跡地である。
- 委 員 10 ページの『温室効果ガス排出削減量』について、2030 年度目標 47%削減をどのように達成するのか
- 事 務 局 計画策定時に、12 ページから 16 ページに示されている取組指標の達成に対する各施策の貢献度を算出しており、これらの指標に取り組むことで 47%削減の目標達成が可能であると考えている。今後は、事業者による CO₂排出量削減についてより強化していきたい。
- 会 長 排出削減目標の達成について、全体的に国の施策に依拠する割合が大きく、そのうえで静岡県の実策、さらに富士市の施策を上乗せして 47%の削減を目指している。そのため、市の施策に取り組むだけで達成できるものではない。
- 委 員 同ページのグラフについて、平成 30 年度から令和元年にかけて急激に削減量が大きくなっているのはどのような影響によるものなのか。
- 事 務 局 集計後に、事業者による報告数値に誤りがあったことが判明しており、本来よりも削減量が大きくなってしまっている。実際の削減率は 16.9%よりも低く（11.8%）、より緩やかなグラフとなる。しかし、一度報告した数値は変更しない方針であるため、現状のままにしている。
- 委 員 植樹後の管理についてどのように実施しているのか。特に広葉樹はシカの食害を受けやすく、木の生育を確認できているか。
- 事 務 局 平成の後半から、植樹後に防鹿柵を設置しており、それ以降シカによる食害報告はない。また、生育状況に応じて森林組合への相談のもと、補植を実施することもある。大きく成長した木々の間伐等の管理については、今後検討する。1ha あたり 2000 本を密植しているため、いずれにしても間伐の実施は必要と考える。
- 委 員 25 ページの『チームちょこ美登録者数』について、チームちょこ美未登録でも清掃活動をしている人は多くいるなかで登録者数を増やす意味とはなにか。また、SNS を用いた情報について詳しく聞きたい。
- 事 務 局 平成 28 年度に「富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例（通称：マナー条例）」を制定しており、そのなかで美化活動を推進している。チームちょこ美はマナー条例の趣旨のもと、清掃活動をやりたいと思っても、きっかけがない人に向けて後押しを図っている。以前は、高齢者による登録が多かったため紙媒体で情報発信をしていたが、今年度からは富士市メールサービスでのメール配信や SNS を活用している。

- 事務局 チームちょこ美は、基本的に個人単位で活動を行っているため、SNS 等を活用した清掃活動の情報共有により活動の輪を広げている。また、新規登録者には、チームちょこ美と印字されたグリーンの手袋を提供しており、仲間意識の醸成にも寄与している。
- 委員 最近では、高校生ボランティア等の若者が積極的に活動や情報発信を行っており、それらを通じて仲間が増えている印象がある。今後も、チームちょこ美の存在を広く知ってもらうことで、さらに活動の輪が広がっていくと考えられる。
- 委員 13 ページに『西部浄化センター消化ガス利用量』とあるが、東部浄化センターにおいてはどのような推移となっているのか。
- 事務局 東部浄化センターの消化ガス利用については、国交省から補助金の交付を受け運用しているプロジェクトのため、消化ガス発生量の目標値を設定して対外的に公表することができず、実績値のみを報告している。
- 会長 下水処理場からの消化ガスによる発電は県内でもあまりない事例である。
- 事務局 そのとおり。県内でも消化ガスを生成する消化施設を有するところは数少ない。補足だが、東部浄化センターについては、国の水素製造プロジェクトに対して助成を受けているものであり、その過程で発生する余剰メタンガスを消化ガス発電に活用しているため、国としても積極的にアピールできない。
- 委員 30 ページの『区分別温室効果ガス排出量』の説明の際に、『①施設・設備の運営に伴う排出量』の削減に注力したいとのことだが、年々地球温暖化が進み、空調の使用量も増加している。そんな状況下で削減は困難に思えるが、どうするのか。
- 事務局 市庁舎では令和 5 年度に ESCO 事業を実施し、省エネルギー化に取り組んでいる。さらに、庁舎内で使用する電力については、新環境クリーンセンターのごみ発電による排出係数の低い電気を利用している。一方、学校施設では、特別教室への空調設備の設置が進んでいることにより CO₂排出量が増加しており、現状の課題である。
- 会長 19 ページの『ごみの焼却量』と 30 ページの『③一般廃棄物焼却に伴う排出量』が順調に減少しているが、その背景について教えてほしい。
- 事務局 ごみの排出総量として、事業系の一般廃棄物が大きく減っている。これについて当初はコロナ禍で飲食店が減ったためであるが、コロナ禍が明けてもなお減少し続けているのは、事業者のごみに対する意識が改善されたためと考えられる。プラスチックごみ関連では、市で分別を促していることもあり、ペットボトル等の混入も減っている。またプラスチック容器包装のベール検査において、組成分析調査の結果が 92%を超えており、最高レベルである。
- 委員 ごみの分別や再利用に対する市民の意識が、以前と比べて大きく変化していることを実感している。

事務局 まさにそのとおりである。今年度廃棄物対策課では、トートバッグ型コンポストの配布を実施するが、当初の募集人数を大きく上回る応募をいただいております。市民の意識の高さが伺える。ごみ処理基本計画の基本理念として「資源を循環させるまち」を掲げているため、引き続きごみの分別や減量に取り組んでいただきたい。

(2) 第三次富士市環境基本計画 令和7年度計画について

事務局 資料2について説明

<質疑>

委員 1ページの『民有林の間伐施業面積』とは経営意欲を失った民有林のことか。

事務局 通常の林業従事者等が適正に管理・運営している民有林である。

委員 3ページの3-①に『ツキノワグマに関する情報提供』とあるが、富士市で市街地にツキノワグマは出没しているのか。実際に出没するならば、被害が出る前に対策することが好ましいがどのように対策しているか。

事務局 近年、目撃報告はあるが、ニホンカモシカとの見間違いと考えている。実際にツキノワグマが出没した際には、猟友会との協力や市民へ情報提供を行う。

事務局 富士宮市で目撃例はあるが、富士市の市街地での出没は確認されていない。愛鷹山麓では木の実が少なく、クマが生息する環境としては相応しくないため、痕跡もみられない。

委員 4ページの4-①に『ジャンボタニシの駆除』とあるが成功しているのか。

事務局 ジャンボタニシについて、市として駆除事業を行っているわけではないが、農家による被害は甚大ではない。

(3) 生物多様性ふじ戦略の中間見直しについて

事務局 資料3-1、3-2について説明

<質疑>

副会長 資料3-2の29ページの『◇魚類の概要』について、一生の間に川と海を行き来する魚は通し回遊魚である。また、ボラ、ベラ、カワハギは温帯性魚である。その他についても今一度確認をしたほうがよい。

事務局 1986年の資料をそのまま参考にしており、今の生態と異なるところがあり申し訳ない。調べて訂正する。

副会長 ホトケドジョウも富士市内で確認が難しくなっている可能性がある。時代の変化

に伴い、確認されなくなった種について取り上げてもいいかもしれない。

委員 70 ページの『アライグマ駆除頭数』について、富士市で取組強化しても、隣接する自治体から流れ込んでしまえば効果が発揮されない。隣接する自治体と連携を図るとよい。

事務局 静岡市と情報共有している。

委員 アライグマは富士市でも多くみられるか。

事務局 多くなっており、あらゆる地域で目撃されている。

(4) 大気汚染測定局の見直しについて

事務局 資料 4 について説明

<質疑>

会長 ⑥大淵中学校と⑧鷹岡小学校の測定局を残す理由について説明いただきたい。

事務局 昨年度に業務委託で影響評価を行った結果、大淵中学校については、付近で第 3 期のフロント工業団地の整備計画があること、鷹岡小学校では新東名高速道路があるため、それらの影響を測るために残すことが適切と判断された。

会長 今回の測定局廃止によるコストの削減はどれくらいか。

事務局 1 機あたりの更新料は約 200～300 万円で耐用年数は 7 年程度である。現在は適切にメンテナンスし、14 年をめどに更新しているが、それでも財政的な負担は大きい。

委員 時代の変化に伴い、汚染物質排出量は大幅に減少しているため県の測定局も減らすべき。

事務局 今回の見直しにあたり県とも協議を行ったが、5 局は残す方針とのこと。今後見直しを検討する可能性はある。

会長 今回の見直しは合理的だと考える。今後は新たな課題へ取り組むべき。

(5) 富士市森林喪失影響評価技術指針の改定について

事務局 資料 5-1、5-2 について説明

<質疑>

会長 条例を制定してから開発は抑制できているのか。

事務局 当初の目的であった太陽光発電設備の開発は抑えられている。条例施行から現在まで保全措置負担金を納めたのは、資材置場に関する開発が数件程度である。

委員 盛土事業などの開発は全て把握しているのか。

事務局 盛土事業については、基本的に建築土地対策課が把握している。不法な盛土については埋め立てパトロールを実施しながら抑制している。